



あいわ通信



あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



お金じゃ買えない価値

こんにちは。司法書士の粒来です。

今回の記事は、毎年恒例（去年の記事 からですが）、年末のちょっといい話です。

我が家は長男が小学1年生になり、今年から学校でスキー授業があります。

コロナ禍もあいまって、長男は今年が人生初スキーなので、用具をいちから揃えるため、先日、自宅の最寄りの大型スポーツ用品店に行ってきました。そこで、思わぬ再会がありました。なんと、対応してくれた店員さんが、半年ほど前に債務整理のご依頼をいただいた方だったのです。

今度はこちらが顧客です。ただ、ご依頼の内容が債務整理で、しかも相手は仕事中です。気づいても、こちらから話しかけることはなかなかできません（無視してるんじゃないやありません。守秘義務もあって気を遣っているのです。）。

ところが、買い物を終えて帰ろうとした時、「粒来さんって司法書士事務所にお勤めですよね。」と、先方から声を掛けていただきました。そのうえ、「債務整理したことで返済の負担が軽くなり、今は生活がだいぶ楽になりました。」と、嬉しいご報告までいただきました。

仕事の性質上、債務整理の後でも返済がうまくいかず、再度、整理のお手伝いが必要になった方からご連絡をいただくことはあります。しかし、返済が順調な方からご連絡をいただくことは、ほとんどありません。

店員さん（依頼者さん）の丁寧でわかりやすい説明のおかげで、買い物自体も大満足でしたが、ご報告をいただいたことで微力ながら依頼者の生活再建のお役に立てたと感じる事ができ、買い物以上に価値のある経験ができました。1年の締めには初心に帰ることができ、本当にありがたかったです。

仕事場で話しかけていただくのは、少なからず勇気が必要だったんじゃないかと思います。

仕事上の活力はもちろんのこと、ネタ切れ気味だった私にブログの記事になる出来事までご提供いただき、本当にありがとうございました。

しかし、まったく気が抜けません。気づかずにえげつない値切り交渉とかしてたら、えらいことになっていました。有名な芸能人とかって、終始こんな生活なんではないでしょうか。大変ですね。

あいわ通信をご覧になっていただいた皆様、1年間、私のよた話にお付き合いいただき、誠にありがとうございました。どうせ誰も見てやいないだろうし、サボってやろうと思ったことも一度や二度ではありませんでした。しかし、たまにご相談やご依頼をいただいたお客様などからいただく「あいわ通信（ブログ）見てます」という声を励み（プレッシャーともいう。）に、今年も掲載を続けることができました。来年も、やる気の続く限り皆様にお役立ち情報を提供して参りたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

では、皆様どうか良いお年をお迎えください＼(^o^)/



定款認証手数料一部引き下げ

株式会社や法人の設立手続においては、定款（会社や法人の目的、組織、活動に関する根本となる基本的な規則）を作成し、それに公証人の認証を受ける必要があります。

この定款の認証手数料は、現在、一律5万円とされているところ、起業促進の観点から手数料の引き下げの検討がなされ、資本的規模の小さな会社に対する定款認証の手数料をその規模に応じて引き下げることになりました。

具体的には、一律5万円と定められている定款の認証手数料の一部が次のとおり改定されます。

- (1) 資本金の額等が100万円未満の場合
→ 3万円
- (2) 資本金の額等が100万円以上300万円未満の場合
→ 4万円
- (3) その他の場合
→ 5万円

この改正は、令和4年1月1日以降に定款の認証を受ける株式会社等が対象となります。

また、公証人の手数料は株式会社等の資本金の額等によって区分されています。この資本金の額等が定款に記載されていない場合は、「設立に際して出資される財産の価額」が基準となります。定款の中には、「設立に際して出資される財産の最低額」を記載しているものもあり、その場合は「5万円」の手数料となるため注意が必要です。

株式会社の設立時の定款認証の手数料は一部引き下げとなりましたが、設立費用をおさえないという方は合同会社の設立も検討の一つとなります。合同会社の設立では、そもそも定款認証が不要であり、設立時の登録免許税も株式会社が15万円のところ、合同会社では6万円となります。

会社の設立手続でお悩みの方は、是非、当事務所までご相談ください。



今年1年間、お世話になりました

こんにちは、高井です。本日、この記事を書いているのは12月25日。子供達はサンタクロースからのプレゼントに夢中で一緒にスキーに行こうと誘っても相手にしてくれません。そのため、私は一人でテイネスキー場に行ってきましたが、いつもは混雑している駐車場もこの日はガラガラでした。クリスマスの日の朝8時30分にスキー場に来る人は少ないのかもしれない。



連日の大雪で、スキー場の雪のコンディションは最高で、私は黙々と滑り続けていましたが、一人リフトに乗っている時間は、スキー場が静かだったせいか、自然と今年1年間を振り返っていました。今年も残すところ後1週間となり、今年もたくさんの方にお世話になり、無事に仕事を終えることができそうです。来年も、このことに感謝し、一つ一つの仕事を大切に取り組んで行きたいと思います。今年、相続・成年後見や登記手続・債務整理事件など、たくさんの依頼を受けました。その中で、ヤミ金被害の相談を受けることも多く、ヤミ金問題として取り組んでいた後払い現金化業者が本年9月に北海道警察に逮捕されました。これで、給与ファクタリングや後払い現金化など、いかなる形式をとろうともヤミ金融であることは、はっきりしたと思いますが、今後も形式を変えて新たなヤミ金被害は出てくると思います。来年以降もヤミ金問題等にも積極的に取り組み、依頼を受けた事件は全力で取り組んで行きたいと思います。

今年は大変お世話になりました。来年もどうぞよろしくお願いいたします。



テイネハイランドスキー場。晴れている日は札幌の街並みが一望できます。夏の登山も最高です。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

